

掛川市告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき地縁による団体を認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年2月3日

掛川市長 松井三郎

1 名称

家代の里区自治会

2 規約に定める目的

家代の里区自治会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

3 区域

別図に定める区域

4 主たる事務所

掛川市家代の里三丁目8番地の12

5 代表者の氏名及び住所

根本 勉

掛川市家代の里三丁目8番地の12

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 認可年月日

平成28年2月3日

別図（略）